

見落とし
注意

相続手続きで すべきこと

- Inheritance procedure essentials -



✓ 身近な方が亡くなったときにやることチェックリスト

[急ぎの手続き]

亡くなられた直後から葬儀まで

<input type="checkbox"/> 死亡届の提出	市役所等に死亡届を提出します。
<input type="checkbox"/> 葬儀の手配	通夜・葬儀・告別式などです。

14日以内に行う手続き

<input type="checkbox"/> 住民票抹消届・世帯主変更届	市役所等の市民課で手続きします。
<input type="checkbox"/> 年金の受給停止	国民年金の受給者は市役所等で14日以内に、厚生年金の受給者は年金事務所で10日以内に手続きをします。
<input type="checkbox"/> 介護保険資格喪失届	市役所等の介護保険課で手続きします。
<input type="checkbox"/> 健康保険資格喪失届	国民健康保険の加入者は市役所等で、その他の健康保険の加入者は各健康保険組合または年金事務所で手続きします。
<input type="checkbox"/> 後期高齢者資格喪失届	市役所等の高齢者福祉課で手続きします。

[相続の手続き/身近な方が亡くなられた場合は、相続と税務の手続きが必要になります。]

相続に向けて必須の調査

<input type="checkbox"/> 遺言調査(検索)・遺言書の検認 (家庭裁判所)	亡くなった方が遺言書を残しているかどうか調査し、内容を確認します。 公正証書遺言は公正役場で検索の手続きをし、それ以外の遺言書の場合は家庭裁判所で遺言書の検認の手続きが必要です。
<input type="checkbox"/> 戸籍謄本の収集と相続人調査 (本籍地市役所等)	亡くなった方の出生から死亡までのすべての戸籍謄本を本籍地の市役所等から収集し、相続人が誰なのかを確定させる必要があります。 亡くなった方の死亡時点の本籍地だけではなく、過去のすべての本籍地の市役所等から漏れなく収集する必要がありますのでご注意ください。
<input type="checkbox"/> 相続財産(遺産)の調査	亡くなった方の預金通帳や登記簿謄本などの資料を集め、金融資産や不動産などの遺産を調査します。 遺産には借金などの負債も含まれます。 特に、ご家族の方も把握していなかったような遺産や負債(借金やローン等)がある場合にはご注意ください。

相続や税関連の手続き(期限にご注意ください)

<input type="checkbox"/> 相続放棄など(家庭裁判所)	負債を含むすべての遺産を相続する単純承認ではなく、すべての遺産を放棄する相続放棄や、遺産がプラスの範囲で相続する限定承認をする場合、家庭裁判所で手続きが必要です。 特にマイナスの遺産(借金等)がある場合などはご注意ください。(3か月以内)
<input type="checkbox"/> 所得税準確定申告(税務署)	確定申告の必要な方が亡くなった場合、亡くなった方の代わりに生前の所得について所得税の準確定申告を行う必要があります。特に不動産を賃貸していた場合は要注意です。(4か月以内)
<input type="checkbox"/> 相続税申告(税務署)	亡くなった方の遺産が相続税の非課税枠を超えている場合、相続税を申告し、納税も済ませる必要があります。現金一括納付が大原則である点や、1日でも納期限を過ぎると延滞税を払う義務が生じる点に、特にご注意ください。(10か月以内)
<input type="checkbox"/> 払戻し・解約・遺産の名義変更等	金融機関の払戻し・解約や、遺産の名義変更などを行い、実際に相続を実行します。

有効な遺言書が存在しない場合等

<input type="checkbox"/> 遺産分割協議	有効な遺言書が存在しない場合等は、相続人全員の合意により遺産の分け方を決めます。 一か所に全員集まっての話し合いをせず、遺産分割協議書を郵送等で回して署名・実印で押印することによって成立する点にご注意ください。全員の合意が困難であるという場合はご相談ください。
---------------------------------	---

最低限の遺産相続の権利より少ない相続しか受けられなかつた場合

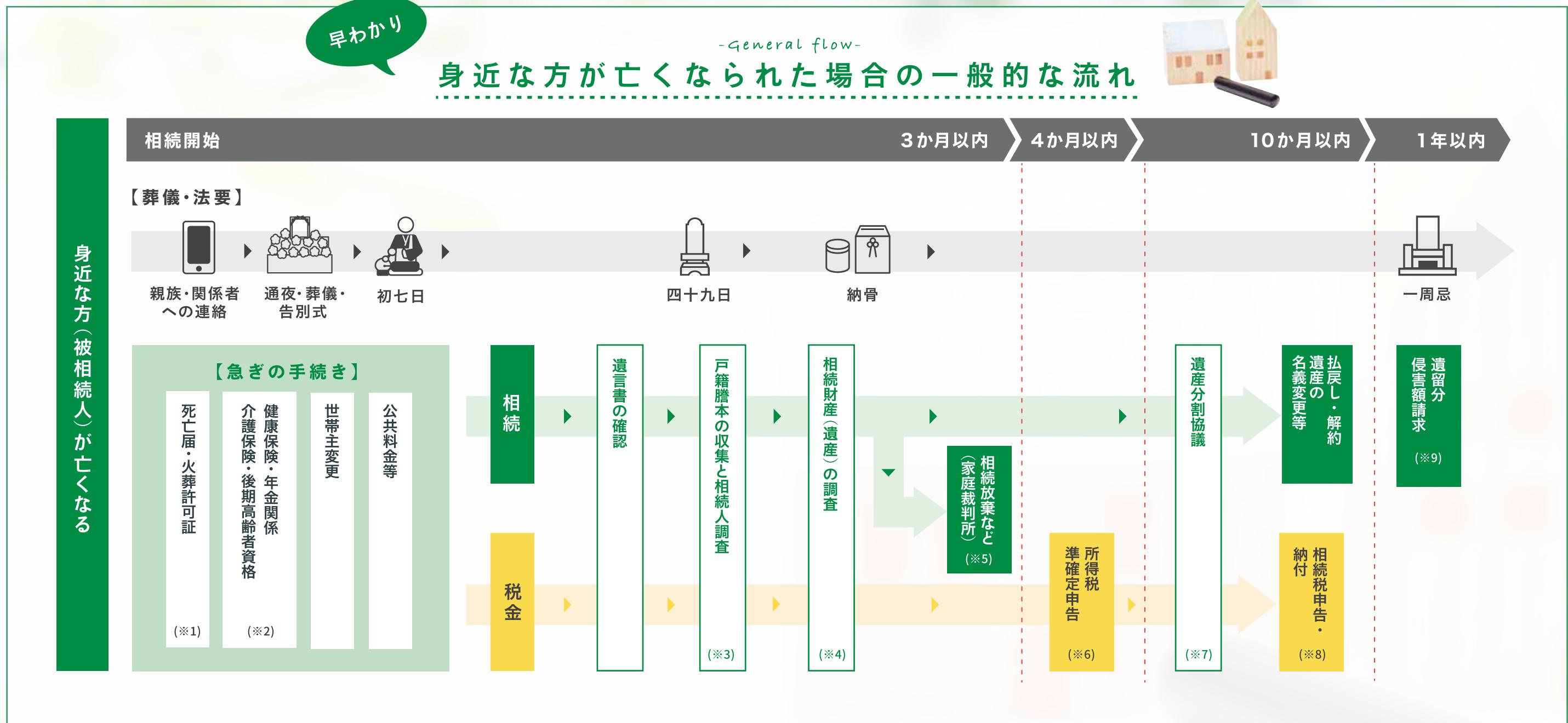
<input type="checkbox"/> 遺留分侵害額請求	一定の範囲の相続人には、遺言の内容にかかわらず最低限相続できる権利「遺留分」が認められています。 遺留分を下回る相続しか受けられなかつた場合、他の相続人に對し遺留分に応じた金銭を請求できます。遺留分の取得は、自ら主張していく必要があります。(1年以内)
-----------------------------------	---

早わかり

-General flow-



身近な方が亡くなられた場合の一般的な流れ



-Description-

各手続の説明

◆ 死亡届・火葬許可証 (※1)

市役所等に死亡届を提出すると火葬許可証が交付されます。

◆ 住民票抹消・世帯主変更・介護保険・後期高齢者資格喪失 (※2)

市役所等で行う手続きです。

市民課・介護保険課・高齢者福祉課までご相談ください。

◆ 健康保険資格・年金の受給停止 (※2)

国民年金や国民健康保険は市役所等で厚生年金やその他の健康保険は、年金事務所または各健康保険組合で手続きをします。

◆ 相続人調査 (※3)

亡くなられた方の、出生から死亡時までのすべての戸籍謄本を本籍地の市役所等から集め、相続人を確定させる必要があります。まずお近くの市役所等または本籍地の市役所等までご相談ください。

◆ 相続財産(遺産)の調査 (※4)

金融資産や不動産など、遺産について調査します。亡くなられた方の預金通帳や登記簿謄本などの資料を集めます。遺産には借金などの負債も含まれます。

◆ 相続放棄など(家庭裁判所) (※5)

負債を含むすべての遺産を相続する単純承認ではなく、すべての遺産を放棄する相続放棄や、遺産がプラスの範囲で相続する限定承認をする場合は、家庭裁判所に申述する必要があります。(3か月以内)

◆ 所得税準確定申告(税務署) (※6)

亡くなられた方の代わりに、生前の所得について所得税の準確定申告を行います。年金以外の別収入や、不動産賃貸を営んでいた場合に特に注意が必要です。(4か月以内)

◆ 遺産分割協議 (※7)

有効な遺言が存在しない場合は、原則として相続人全員で遺産の分け方を決めます。

◆ 相続税申告・納付 (※8)

亡くなった方の遺産が相続税の非課税枠を超えている場合、相続税を申告し、納付する必要があります。(10か月以内)

◆ 遺留分侵害額請求 (※9)

法律で定められている最低限相続できる権利(遺留分)より少ない相続分となった場合、他の相続人に遺留分との差額分を請求できます。(1年以内)



遺産分割から相続税申告まで
経験豊富な当事務所までおまかせください。



法律・税務の両面から
トータルサポートができる

税理士法人と連携している
ので、遺産分割から相続税
対策まで、相続問題のトー
タルサポートが可能です。



6,000件以上の相談実績
があり安心できる

相続に関する相談実績は
6,000件以上と、多くのお
客さまにご相談をいた
でいます。
(2013年~2020年の累計)



相続問題の経験が豊富な
弁護士が多数在籍

相続問題の経験が豊富な弁
護士は20名以上在籍。
多角的な視点から解決できる
チームがお客さまをサポート
します。



お客様のご要望に合わせた
ご相談方法に対応

対面、電話、オンライン、出
張など、お客様のご要望
に合わせてご相談を受け付
けています。また、事務所内
には個室を完備しています。

多くのお客様から「最初は不安だったが安心した」「依頼して本当によかった」
という声をいただいております。

多忙で相続手続も初めてで不安を感じていた。
問題なく解決し安心、依頼して正解だと思
いました。(相続手続)



消費者金融からの督促の電話が鳴り響いてい
たが、弁護士に依頼してからは収まった。
すべて終わった今はほっとしている。(相続放棄)



多忙であり相続手続も初めてで不安を感じていた。
被相続人の次とは長く疎遠で親戚付き合いも無く、どうよるひ
障害が発生するも未だ見てこなかったため委任先を探していました。
問題なく解決し安心を得ました。依頼して正解だと思
いました。

(当事務所の相続問題お客様アンケートより)

当事務所の弁護士は、法律問題のプロとして、ご相談者さまの心情に配慮しつつ
相続のお悩み解消のお力になれるよう、徹底的に寄り添ってサポートします。

相続はご相談者の感情
的な部分が入ることが多い
ため、ご相談者の意向
とズレないように特に配慮
しています



相続は財産的な問題だけ
でなく、感情面のしこりを抱え
ていらっしゃる方も多いの
ため、面談の際にはその点への
気配りを心がけています



できる限りご相談者さまの
意思を尊重しつつ、法的な
問題を平易にわかりやすく
お伝えしてご理解いただけ
るように努力しています

弁護士 中嶋俊明

事務所概要 -Overview-

事務所名

弁護士法人 東京新宿法律事務所
(第二東京弁護士会所属)

代表弁護士

中村 得郎 (弁護士番号: 36080)

開設日

2009年4月1日
(2013年2月1日弁護士法人化)

弁護士数

23名(2021年2月1日時点)

所員数

114名(2021年2月1日時点)

WEBサイト

<https://www.shinjuku-law.jp>

事務所アクセス情報 -Access-

新宿

徒歩8分

東京都新宿区西新宿 2-6-1 新宿住友ビル 46階

- 都営地下鉄 大江戸線「都庁前駅」: A6番出口直結
- 東京メトロ 丸ノ内線「西新宿駅」: 2番出口より徒歩約4分
- JR線・小田急線・京王線「新宿駅」: 西口より徒歩約8分



横浜

徒歩5分

神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町 2-23-2 TS プラザビルディング 3階

- JR各線・京浜急行線・東急東横線・みなとみらい線・相鉄線「横浜駅」
: 西口より徒歩約5分
- 横浜市営ブルーライン「横浜駅」: 出口 10より徒歩約5分



大宮

徒歩5分

埼玉県さいたま市大宮区仲町 2-23-2 大宮仲町センタービル 7階

- JR線・東武野田線・ニューシャトル「大宮駅」: 東口より徒歩5分



相続の手続から相続税申告までトータルでおまかせください。

遺言書作成

相続放棄・限定承認

相続人・財産調査

遺産分割協議

遺留分侵害額請求

相続税の診断

相続税申告

相続登記

